

「自己取引類似の禁止規定」について

令和 3 年度より、働き方改革推進支援助成金の不支給要件に、「自己取引類似の禁止規定」が追加されました。

支給要領第 2 の 2 「不支給等要件」(1) ⑦

「交付要綱第 3 条第 1 項の改善事業の受託者が、申請事業主、申請代理人、提出代行者または事務代理者（これらの者の関連企業（一方が他方の経営を実質的に支配していると認められる場合に限る。）を含む。）である場合」

改善事業の受託者 とは、改善事業の受託を受けたもの

例えば、交付（支給）対象物が、

- ①就業規則の改正の場合は、就業規則を改正する社会保険労務士、
- ②研修を実施する場合は、研修を実施する社会保険労務士、
- ③労働能率の増進に資する機械の場合は、それを売却する者、

がそれに該当します。

よって、それらに該当する者が、その助成金の申請の提出代行者等となった場合は、不支給要件に該当することになります。

また、その助成金の申請の提出代行者等が相見積もり先である場合には、当該相見積もりは適正なものとは認められないのでご注意ください。

なお、審査又は調査等により、実質的に改善事業の受託者が事務代理として関与していることが判明した場合は遡って交付決定取消になります。